

<前>

申告・申請書を作成する前に裏面に記載された注意事項及び作成要領を必ず読んでください。

国外不在者申告書¹⁾
 在外選挙人登録申請書

受付	受付番号	
	受付日付	
	受付者	(署名)

姓名 ²⁾	ハングル		英文 (大文字)		
パスポート番号		※ パスポート番号は左側から記入します。			
身分による区分 ³⁾ ※ 該当する欄に☑を表示した後、記載	<input type="checkbox"/> 住民登録がある人	住民登録番号	-		
		住所 (住民登録表上)	(市、道)	(区、市、郡)	(邑、面) (大路、路、道)
	<input type="checkbox"/> 住民登録が抹消された人	抹消された住民登録番号	-		
		大韓民国最終住所地	(市、道)	(区、市、郡)	(邑、面) (大路、路、道)
	<input type="checkbox"/> 最初から住民登録がなかった人	生年月日		-	
		登録基準地 (本籍地)	(市、道)	(区、市、郡)	(邑、面) (大路、路、道)
両親の姓名 ⁴⁾		父の姓名		母の姓名	
連絡先 ※ 必ず点線内に記載	電話番号 ⁵⁾ (家、職場等)	(国番号)	(市外局番)	(電話番号)	
	携帯電話 ⁵⁾				
	電子メール ⁶⁾ (E-mail)				
国外居所 ⁷⁾ (国外で、郵便物を受け取ることができる場所) ※ 必ず点線内に記載	居留国名		郵便番号		
	住所				
外国国籍保有可否 ※ 複数国籍者のみ記載	外国の国籍を持っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
	国籍保有国名				
	外国国籍取得事由	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 養子縁組 <input type="checkbox"/> 認知 <input type="checkbox"/> その他 ()			
<p>本人は「国籍法」による大韓民国国民であることを確認し、「公職選挙法」(第218条の4)・(第218条の5)に従い(国外不在者申告)・(在外選挙人登録申請)をし、選挙権等を確認するための家族関係登録情報、住民登録情報、受刑情報、パスポート情報等の個人情報の活用に同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(申告人)・(申請者)⁹⁾ : (署名 又は 捺印)</p> <p style="text-align: center;">中央選挙管理委員会 殿 ○ ○区・市・郡の長 殿</p>					

※ 国外不在者申告と在外選挙人登録申請は、在外公館に申告・申請書を提出(訪問、郵便、電子メール)、又はインターネットのホームページ(<http://ova.nec.go.kr>)でもできます。

※ 注意事項

1. この申告・申請書は機械で判読されるので、折ったり引き裂くなど毀損されないようにご注意ください。
2. この申告・申請書の記載事項に誤りがある場合、申告・申請者に不利益(在外選挙人名簿等未登載、選挙情報受信不可など)が発生することがありますので、すべての事項は、正字で正確に記載してください。
3. 虚偽で申告・申請をした人、又は自分の意志に基づいて申告・申請したものと認められない人は、投票に参加することができず、「公職選挙法」第247条により処罰(3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金)されることがあります。

※ 作成要領

1. 「**現在住民登録がある人**」は国外不在者申告書に表示をし、「**住民登録が抹消された人や最初から住民登録がなかった人**」は、在外選挙人登録申請書に表示をします。
2. 「**姓名**」欄には、パスポートに記載されている姓名(英文を含む)と同じく記載します。
☞ ただし、パスポートの姓名と家族関係登録簿(戸籍)上の姓名が異なる場合は、家族関係登録簿(戸籍)上の姓名を書きます。
3. 「**身分による区分**」欄には、現在、住民登録がある人は、その欄に表示した後、「**住民登録番号と住民登録表上の住所**」を書き、住民登録が抹消された人は、その欄に表示した後、「**抹消された住民登録番号と大韓民国での最終住所地**」を書きます。又、最初から住民登録がなかった人は、その欄に表示した後、「**生年月日と家族関係登録簿(戸籍)上の登録基準地(本籍地)**」を書き、「**性別**」の該当欄に表示します。
4. 「**両親の姓名**」の欄には、最初から住民登録がなかった人に限って、国籍・本人可否及び登録基準地(本籍地)の正確な確認のために、家族関係登録簿(戸籍)上の「**父又は母の姓名**」を必ず記載します。
5. 「**電話番号**」と「**携帯電話**」欄には、居留国で連絡が取れるように家・職場等の電話番号(国番号 - 市外局番 - 電話番号)と携帯電話番号を記載します。
☞ 電話番号と携帯電話番号は、国外不在者、在外選挙人の要件確認、郵便物受取可否の確認、投票期間・場所等の案内、その他各種の選挙情報提供に活用されるので外国の電話番号がない場合、連絡可能な大韓国内の電話番号を書くことができます。
6. 「**電子メール(E-mail)**」欄は、中央選挙管理委員会が作成・発送する政党・候補者の情報資料の送付、在外選挙人名簿等登載可否通知、異議申請の結果案内、投票期間・場所・持参物等各種選挙関連情報・資料などの提供に活用されますので、これらの材料等を受け取るためには、必ず記載しなければなりません。
7. 「**国外居所**」欄は、居留国で郵便物を受け取ることができる場所をローマ字、又は英文の大文字(現地語を追加で書くことができる)で、必ず点線内に正確に記載します。
☞ ただし、職場、仕事、引っ越し、住所の不確定、居留国の郵便制度不備などの理由で国外で郵便物を受けとりにくい人は公館を居所として申告することができ、この場合、表示した後、「**住所**」欄に公館名のみを書きます。
8. 「**投票予定公館**」欄は、在外投票期間中、実際に投票しようとする公館の名称を書きます。
9. 最後の「**(申告人)・(申請者)**」には、必ず本人が姓名を書き、署名又は捺印します。